

千葉県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月11日

千葉県公安委員会委員長 秋 口 守 國

千葉県公安委員会規則第1号

千葉県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則

千葉県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（昭和56年千葉県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「銃砲」を「銃砲等」に改める。

第2条第1項第2号中「初心者講習」を「猟銃等初心者講習及びクロスボウ初心者講習」に改め、同項第10号中「猟銃等保管業務改善等命令書」を「保管業務改善等命令書」に改め、同項第14号中「猟銃等保管業務廃止等命令書」を「保管業務廃止等命令書」に改める。

第3条中第18号を第20号とし、第17号を第19号とし、第16号を第18号とし、同条第15号中「銃砲刀剣類所持許可取消通知書」を「銃砲等又は刀剣類所持許可取消通知書」に改め、同号を同条第17号とし、同条第14号中「猟銃等保管業務廃止等命令書」を「保管業務廃止等命令書」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第12号の次に次の2号を加える。

（13）第27条の7に規定するクロスボウ射撃資格不認定通知書

（14）第27条の8に規定するクロスボウ射撃資格認定取消通知書

第5条の見出しを「（銃砲等又は刀剣類製造事業等の廃止の届出）」に改め、同条中「銃砲刀剣類の」を「銃砲等又は刀剣類の」に、「銃砲刀剣類製造（製作）（販売）事業廃止届出書」を「銃砲等又は刀剣類製造（製作）（販売）事業廃止届出書」に改める。

第6条中「第5条第3項」の次に「において準用する施行規則第6条第5項」を加える。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 銃砲等又は刀剣類の所持の許可

第8条の見出し中「射撃競技用けん銃」を「射撃競技用拳銃」に改める。

第8条の3中「第11条第1項第13号」を「第11条第1項第14号」に、「銃砲刀剣類所持状況等説明書（演劇、博覧会等）」を「銃砲等又は刀剣類所持状況等説明書（演劇、博覧会等）」に改める。

第8条の4中「第11条第1項第14号」を「第11条第1項第15号」に、「銃砲刀剣類所持状況等説明書（博物館等）」を「銃砲等又は刀剣類所持状況等説明書（博物館等）」に改める。

第9条中「第11条第1項第15号」を「第11条第1項第16号」に改める。

第10条中「第9条の3」の次に「、第9条の3の2」を加える。

第11条の見出し並びに同条第2項第7号及び第8号中「射撃指導員」を「猟銃等射撃

指導員」に改める。

第12条の見出しを「(猟銃等講習会及びクロスボウ講習会の開催)」に改め、同条中「の規定による」を「に規定する」に、「講習会」を「猟銃等講習会」に、「の開催」を「及び法第5条の3の2第1項に規定する講習会(以下「クロスボウ講習会」という。)の開催」に改め、同条の表第1号中「に掲げる」を「又は第3号に掲げる」に、「講習会」を「猟銃等講習会」に、「経験者講習」を「猟銃等経験者講習」に改め、同表第2号中「講習会」を「猟銃等講習会」に、「初心者講習」を「猟銃等初心者講習」に改め、同表に次の2号を加える。

(3) 現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けてクロスボウを所持する者に対するクロスボウ講習会(以下「クロスボウ経験者講習」という。)	各警察署(成田国際空港警察署を除く。)ごとに原則として毎年度1回以上
(4) 前号以外の者に対するクロスボウ講習会(以下「クロスボウ初心者講習」という。)	千葉市において原則として毎月1回以上

第13条の見出しを「(猟銃等講習会及びクロスボウ講習会の開催の公表)」に改め、同条中「の規定」を「又は第19条の2第2項の規定」に改める。

第14条の見出し中「講習会」を「猟銃等講習会及びクロスボウ講習会」に改め、同条中「講習会」を「猟銃等講習会又はクロスボウ講習会」に、「猟銃等講習通知書」を「講習通知書」に改める。

第15条の見出しを「(猟銃等講習会及びクロスボウ講習会の講習の内容)」に改め、同条第1項中「講習会」を「猟銃等講習会及びクロスボウ講習会」に改め、同項の表を次のように改める。

講習会の種別	課目	時間
猟銃等経験者講習	猟銃及び空気銃の所持に関する法令	1時間30分
	猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間
猟銃等初心者講習	猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間10分
	猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間
クロスボウ経験者講習	クロスボウの所持に関する法令	1時間30分
	クロスボウの使用、保管等の取扱い	1時間
クロスボウ初心者講習	クロスボウの所持に関する法令	2時間10分
	クロスボウの使用、保管等の取扱い	1時間

第16条の見出し中「考査」を「猟銃等講習に係る考査」に改め、同条第1項中「初心者講習」を「猟銃等初心者講習」に改め、同条第3項中「初心者講習」を「猟銃等初心者

講習」に、「経験者講習」を「猟銃等経験者講習」に改める。

第21条及び第22条を次のように改める。

第21条及び第22条 削除

第27条の6の次に次の2条を加える。

(クロスボウ射撃資格の不認定の通知)

第27条の7 第19条の規定は、法第9条の16第1項の規定によるクロスボウ射撃資格の認定を行わない場合について準用する。この場合において、「別記第8号様式の技能検定申請却下通知書」とあるのは、「別記第15号様式の4のクロスボウ射撃資格不認定通知書」と読み替えるものとする。

(クロスボウ射撃資格の認定の取消し)

第27条の8 第26条の規定は、法第9条の16第2項の規定によるクロスボウ射撃資格の認定の取消しをしようとする場合について準用する。この場合において、「別記第14号様式の教習(練習)資格認定取消通知書」とあるのは、「別記第15号様式の5のクロスボウ射撃資格認定取消通知書」と読み替えるものとする。

第28条の見出しを「(空気銃又は拳銃及び拳銃部品等の預り書)」に改め、同条中「又はけん銃」を「又は拳銃」に、「当該けん銃」を「当該拳銃」に、「係るけん銃部品」を「係る拳銃部品」に、「けん銃実包」を「拳銃実包」に、「空気銃・けん銃・けん銃部品等預り書」を「空気銃・拳銃・拳銃部品等預り書」に改める。

第29条の見出しを「(銃砲等及び実包等保管状況報告書)」に改め、同条中「銃砲の」を「銃砲等及び実包等の」に、「銃砲保管状況報告書」を「銃砲等及び実包等保管状況報告書」に改める。

第32条の見出し中「に対する」を「又はクロスボウ保管業者に対する」に改め、同条中「に対し、同条第2項」を「又は法第10条の8の2第1項に規定するクロスボウ保管業者に対し、法第10条の8第2項又は第10条の8の2第2項」に、「当該銃砲」を「猟銃若しくは空気銃又はクロスボウ」に、「猟銃等保管業務改善等命令書」を「保管業務改善等命令書」に改める。

第33条(見出しを含む。)中「銃砲刀剣類の」を「銃砲等又は刀剣類の」に、「第6項」を「第7項」に、「銃砲刀剣類所持許可取消通知書」を「銃砲等又は刀剣類所持許可取消通知書」に改める。

第34条の見出しを「(銃砲等又は刀剣類の検査の通知)」に改める。

第37条中「銃砲」を「銃砲等」に改める。

「
別記第2号様式中 銃砲刀剣類製造
製作事業廃止届出書 販売
」

「
銃砲等又は刀剣類製造
事業廃止届出書 に、
販売
」

返納の書類	製造 1 銃砲刀剣類制作届出書 販売 2 使用人届出済証明書	を
-------	---	---

返納の書類	1 銃砲刀剣類製造等届出書 2 使用人届出済証明書	に改める。
-------	------------------------------	-------

別記第3号様式中「銃砲」を「銃砲又はクロスボウ」に、「型」を「型式」に改める。

別記第4号様式中「銃砲刀剣類」を「銃砲若しくはクロスボウ若しくは刀剣類又は拳銃部品」に改める。

別記第4号様式の2の2中「銃砲刀剣類所持状況等説明書（演劇、博覧会等）」を「銃砲等又は刀剣類所持状況等説明書（演劇、博覧会等）」に、「銃砲又は」を「銃砲等又は」に改める。

別記第4号様式の3中「銃砲刀剣類所持状況等説明書（博物館等）」を「銃砲等又は刀剣類所持状況等説明書（博物館等）」に、「銃砲又は」を「銃砲等又は」に改める。

別記第5号様式中「銃砲」を「銃砲等」に改める。

別記第6号様式を次のように改める。

第6号様式（第10条）

不 許 可
不 更 新
不 指 定
通 知 書

第 号
年 月 日

様

千葉県公安委員会 印

あなたから 年 月 日申請のあつた 銃砲等又は刀剣類所持許可（更新）
指定（教習）（練習）射撃場指定 につ
猟銃等射撃指導員指定
クロスボウ射撃指導員指定

許可
いては、次の理由により更新できないので通知する。
指定

記

理由

備考 行政不服審査手続に関する規則（平成28年千葉県公安委員会規則第2号）別記
の教示文を記載し、又は当該教示文を記載した別紙を添付すること。

別記第7号様式中「猟銃等講習通知書」を「講習通知書」に、
「猟銃等講習は」を「講習は」に、

「 経験者講習 初心者講習 」を

に、

「経験者講習の受講者は「猟銃等取扱いの知識と実際」を、初心者講習の受講者は「猟銃
等取扱読本」」を「 」に改める。

別記第9号様式から第11号様式までを次のように改める。

第9号様式から第11号様式まで 削除

別記第13号様式及び第14号様式を次のように改める。

第 1 3 号様式 (第 2 5 条)

教 習 資 格 不 認 定 通 知 書
教 練 習

第 号
年 月 日

様

千葉県公安委員会 印

あなたから 年 月 日申請のあつた^{教習}資格の認定について審査した結
果、次の理由により銃砲刀剣類所持等取締法^{練習}第 5 条の 4 第 1 項ただし書に規定する者
第 9 条の 1 0 第 2 項第 号に定める者
に
該当すると認められ、同法^{第 9 条の 5 第 2 項}第 9 条の 1 0 第 2 項の規定により、認定することができない
ので通知する。

記

理由

備考 行政不服審査手続に関する規則 (平成 2 8 年千葉県公安委員会規則第 2 号) 別記
の教示文を記載し、又は当該教示文を記載した別紙を添付すること。

第 1 4 号様式 (第 2 6 条)

教習資格認定取消通知書
練習

第 号
年 月 日

様

千葉県公安委員会 印

あなたは、次の理由により銃砲刀剣類所持等取締法第 5 条の 4 第 1 項ただし書に規定する者
める者に該当すると認められ、同法第 9 条の 5 第 3 項の規定により、教習資格の認定
を取り消したので通知する。

第 9 条の 1 0 第 2 項第 号に定
第 9 条の 1 0 第 3 項

記

理由

備考

- 1 教習資格認定証は、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則別記様式第 3 6 号の銃砲等
練習
又は刀剣類所持許可証等返納届出書に添えて速やかに返納すること。詳しいことは、
最寄りの警察署に問い合わせること。
- 2 行政不服審査手続に関する規則（平成 2 8 年千葉県公安委員会規則第 2 号）別記
の教示文を記載し、又は当該教示文を記載した別紙を添付すること。

別記第 1 5 号様式の 3 中「空気銃・空気けん銃取扱読本」を「空気銃・空気拳銃取扱読本」に改め、同様式の次に次の 2 様式を加える。

第 15 号様式の 4 (第 27 条の 7)

クロスボウ射撃資格不認定通知書

第 号
年 月 日

様

千葉県公安委員会 印

あなたから 年 月 日申請のあつたクロスボウ射撃資格の認定について審査した結果、次の理由により銃砲刀剣類所持等取締法第 5 条（第 2 項から第 4 項までを除く。）の許可の基準に適合しないため同法第 4 条第 1 項第 1 号の規定によるクロスボウの所持の許可を受ける資格を有しないと認められる者に該当すると認められ、同法第 9 条の 16 第 1 項の規定により、認定することができないので通知する。

記

理由

備考 行政不服審査手続に関する規則（平成 28 年千葉県公安委員会規則第 2 号）別記の教示文を記載し、又は当該教示文を記載した別紙を添付すること。

第 15 号様式の 5 (第 27 条の 8)

クロスボウ射撃資格認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

千葉県公安委員会 函

あなたは、次の理由により銃砲刀剣類所持等取締法第 5 条（第 2 項から第 4 項までを除く。）の許可の基準に適合しないため同法第 4 条第 1 項第 1 号の規定によるクロスボウの所持の許可を受ける資格を有しないと認められる者に該当すると認められ、同法第 9 条の 16 第 2 項の規定により、クロスボウ射撃資格の認定を取り消したので通知する。

記

理由

備考

- 1 クロスボウ射撃資格認定証は、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則別記様式第 36 号の銃砲等又は刀剣類所持許可証等返納届出書に添えて速やかに返納すること。詳しいことは、最寄りの警察署に問い合わせること。
- 2 行政不服審査手続に関する規則（平成 28 年千葉県公安委員会規則第 2 号）別記の教示文を記載し、又は当該教示文を記載した別紙を添付すること。

別記第 16 号様式中

「第 号

を

空気銃・けん銃・けん銃部品等預り書」

「第 号

に、「けん銃の」を「拳銃

空気銃・拳銃・拳銃部品等預り書」

の」に、「けん銃実包」を「拳銃実包」に、「けん銃部品の」を「拳銃部品の」に、「けん銃、けん銃部品」を「拳銃、拳銃部品」に、「空気銃・けん銃・けん銃部品等預り書控」を「空気銃・拳銃・拳銃部品等預り書控」に改める。

別記第 17 号様式（表）中「銃砲保管状況報告書」を「銃砲等及び実包等保管状況報告書」に、

所持している銃の種類及び数量	ライフル銃 丁	ライフル銃以外の 猟銃 丁	空気銃 丁	その他の銃砲 丁	計 丁
----------------	------------	---------------------	----------	-------------	--------

を

所持している銃砲等の種類及び数量	ライフル銃 丁	ライフル銃以外の 猟銃 丁	空気銃 丁	その他の銃砲 丁	計 丁 本
	クロスボウ 本	クロスボウ（産業等用） 本			

に、「銃砲の保管状況」を「銃砲等及び実包等の保管状況」に、「写真ちよう付」を「写真貼付」に、「ちよう付する」を「貼付する」に改める。

別記第20号様式から第21号様式までを次のように改める。

第20号様式（第32条）

保管業務改善等命令書

第 号
年 月 日

様

千葉県公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法第10条の8第2項の規定により、下記のとおり保管
第10条の8の2第2項 危害
の設備及び方法の改善を命ずる。
予防上必要な措置を執るべきこと

記

保管業者	名称	
	所在地	
命令の内容		
命令を行う理由		

備考 行政不服審査手続に関する規則（平成28年千葉県公安委員会規則第2号）別記の教示文を記載し、又は当該教示文を記載した別紙を添付すること。

第 20 号様式の 2 (第 32 条の 2)

指 示 書

第 号
年 月 日

様

千葉県公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法第 10 条の 9 第 項の規定により、下記のとおり危害予防
上必要な措置を執るよう指示する。

記

銃砲等若しくは 刀剣類の所持者 又は年少射撃資格者	住 所	
	氏 名	
指 示 の 内 容		
指 示 を 行 う 理 由		

備考 行政不服審査手続に関する規則（平成 28 年千葉県公安委員会規則第 2 号）別記
の教示文を記載し、又は当該教示文を記載した別紙を添付すること。

第 2 1 号様式 (第 3 3 条)

銃砲等又は刀剣類所持許可取消通知書

第 号
年 月 日

様

千葉県公安委員会 印

年 月 日開催した聴聞の結果、銃砲刀剣類所持等取締法第 1 1 条
第 項の規定により、次のとおり処分を決定したので通知する。

被 処 分 者	本 籍			
	住 所			
	職 業			
	氏 名			
処 分 内 容	許 可 の 取 消 し			
	銃 砲 等 又 は 刀 剣 類 の 種 別	許 可 年 月 日	許 可 番 号	
処 分 理 由				

備考 行政不服審査手続に関する規則（平成 2 8 年千葉県公安委員会規則第 2 号）別記
の教示文を記載し、又は当該教示文を記載した別紙を添付すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 4 年 3 月 1 5 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の千葉県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の規定により
調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用する

ことができる。